

はしがき

本書は、これまで筆者が取り組んできた憲法上の平等原則解釈論に関する研究成果を取りまとめたものである。現代では、立憲主義の理念を適切に受容している国において、国家機関があからさまな差別を行うことは少なくなりつつある。しかし、私人による差別行為がなかなか無くならないといった問題も含め、歴史的に差別を受けてきた集団（人種的マイノリティ、女性など）への社会構造的差別は依然として存在しており、日本も含め、多くの国において、なお平等が十分に実現されているとは言いがたい。筆者は、このような差別構造の存在をよく認識した上で、日本国憲法上の平等原則解釈論を再構成し、さらに発展させていく必要があると考えている。

本書は、このような問題意識に基づき、社会構造的差別の是正という観点から、関連する諸課題について体系的な分析を行うモノグラフィーである。本書が、学界、法実務、そして社会に、わずかでも貢献できるのであれば望外の喜びである。

さて、本書が成るにあたっては、多くの方々にお世話になった。全ての方のお名前を挙げることはできないが、とりわけ、以下の方々に謝意を表したい。

まず、大学院博士後期課程在籍時の指導教授である土井真一先生（京都大学）に、現在に至るまでの学恩も含めて、感謝申し上げたい。ご多忙の中、いつも丁寧な論文指導をしてくださり、大学院修了後も研究会などで多くのご教示を頂戴しているが、これらの経験は、筆者の貴重な財産となっている。特に、本書第一章において顕著である、統治機構の権限配分を意識した筆者の立論は、先生のご教示に影響を受けたところが大きい。

また、筆者と同じく平等論の研究を専門とされ、本書の出版企画にあたり法律文化社の編集担当者をご紹介いただいた白水隆先生（千葉大学）に、日頃のご厚情ともあわせて、感謝申し上げたい。大学院生の頃から、先生のご研究に多大な影響を受けてきたが、とりわけ、本書第三章は、先行研究の少ないカナダ

憲法学を開拓されてこられた先生のご業績に負うところが大きい。

さらに、松村啓志先生（世界人権問題研究センター）には、原稿に多くの鋭いコメントを寄せていただくとともに、校正作業の手助けをしていただいた。研究の構想を練る度に、真摯な意見を頂戴しているが、普段の学問的交流に関するものも含め、御礼申し上げたい。また、伊藤健先生（弘前大学）にも、お忙しい中、校正作業の手助けをしていただいた。吉川智志先生（帝京大学）からも、多くの貴重なコメントを頂戴した。先生には、前任校では同僚として、多岐にわたり大変お世話になった。

最後に、梶原有美子氏（法律文化社）に、企画段階から刊行に至るまで丁寧に対応していただき、大変お世話になった。篤く御礼申し上げる。

なお、本書は、科学研究費助成事業による補助を受けた研究の成果でもあり、研究代表者として特別研究員奨励費（課題番号14J01267）、研究活動スタート支援（課題番号15H06624）、若手研究（B）（課題番号17K13611）、若手研究（課題番号20K13323）の助成を受け、研究分担者として基盤研究（C）（課題番号21K01136）の助成を受けた。

また、刊行にあたっては、令和4年度京都大学人と社会の未来研究院若手出版助成を受けた。記して謝意を表したい。

2022年12月

高橋 正明